

外国人家事労働者導入政策に見る政治学的含意
—試論—

Political Implication of the Immigration Policy Introducing
Migrant Domestic Workers

阿部 温子

ABE, Atsuko

人の移動はもはや誰もが認める21世紀の世界の常態でありまた課題でもある。特に2016年現在では、シリア難民をはじめとする世界中での暴力や紛争、又気候変動も加わり、それらに付随する社会経済的な混沌により故郷を追われた人々への対応が、グローバルな規模で深刻な政治課題となっている。しかし「招かれざる客」と見られがちな難民・移民がいる一方で、好むと好まざるとにかかわらず「必要な労働力」として受け入れられる移民の存在も普遍的な存在となっている。IT技術者や投資家に代表されるような高度人材はむしろ歓迎され、先進国間でその争奪戦も見られるほどであるが、非熟練、低賃金等の形容詞がつけられる労働者は、たとえ雇用する側からは必要とされていても、国内労働者の仕事を奪う者と見なされたり、社会的な負担を増やすと考えられたりと、政策的に導入されているからと言って必ずしも受け入れ社会において歓迎されているわけではない。後者には「家事労働」¹に従事することを期待されて入国・滞在・就労を許可される労働者も含まれるが、その圧倒的多数は女性である。また、この種の労働者の中には非正規に滞在・就業しているケースも含まれるがゆえに、特に脆弱な存在となりやすい。

日本も韓国、香港、台湾、シンガポールといったアジア諸国および欧米諸国より遅れてではあるが、現政権の経済政策の一環として部分的な外国人家事労働者の導入に踏み切った。²その成果、すなわち社会経済的影響は未だ未知数であるが、しかし導入に先立つ議論でも指摘されてきたように、そもそも政策目的が国内の女性を労働力としてもっと「活用」することにあり、それは家事労働を女性の領域に一層強固に縛り付け、労働の階層化を強化する恐れが非常に強い。(長谷部、2015)

経済学、社会学および文化人類学の視点からは、外国人家事労働者の問題についての研究は既に相当の蓄積がなされ、日本語で発表されたものも数多い。³また、これまでの非熟練労働者には表向き門戸を閉ざしていた出入国管理政策から、国家戦略特区に限定するという制限付きの開放への移民政策の大転換を受けて、日本の移民政策学会は学会誌『移民政策研究』において「再生産労働を担う女性移民」という特集を2015年に組んでいる。

このような外国人家事労働者について考えるとき、集団を様々に分断する境界線が幾本もひかれることに気付く。⁴まず家事労働の担い手は圧倒的多数が女性であることから、性差の分断線において彼女らはマイノリティの側に立つことになる。家庭内という高度に私的で閉じられた空間で働くにあたり、他業種の労働に期待されることのない情緒的コミットメントが「女性だから」という理由で求められる。加えて、国籍による線引きによって、法的地位の安定性が脅かされる。外国人家事労働者導入は、いずれの諸国においても「安価な」家事労働サービスを生み出すことに主眼が置かれる。すなわちこれら導入国においては国内民の家事労働者は少なく、たとえ存在はしてもそのサービスが高額であり、国内中間層にとっては手が届かない。政策目標が最初から国内労働者と比較したときに低賃金であることを決定づけている。従って女性性および国籍に加えて深刻な問題を生じさせるのが、階層分化という線である。家事労働サービスを消費する女性と提供する女性の間に

は、ウィンーウィン関係を主張する言説に対し、Hochschild (2000) やParreñas (2001) が指弾する「グローバルなケアの連鎖」は人種、エスニシティ、ジェンダーのヒエラルキーを越境して強化する作用をもつ。(伊藤・足立, 2008) つまり、雇用者と労働者の間のゼロサム・ゲームに容易に陥り、賃金の下方圧力や社会的地位、経済力格差を考慮すれば、常にそのゲームの勝者と敗者が固定してしまう。日本も含め、曲がりなりにもリベラル・デモクラシーを謳う諸国において外国人家事労働者を「活用」するにあたっては、確かにリベラリズムはこのような境界線を肯定しない。しかし、シャンタル・ムフの一連の議論に見るように、政治における境界線はリベラリズムの見地から否定的に捉えられても、そのリベラルの議論自体が理性を拒否するとみなすものを「他者」として境界線の向こう側に押しやる。(Mouffe, 2005) 他方で低賃金に固定化されている外国人家事労働者は、リベラルな活動家らによって彼らを遮断する境界線から解放されるかといえば、「外国人」である限り政治的意思決定に主体的に参加することは叶わない。

本稿では、女性の外国人家事労働者が、様々に引かれる境界線の「外側」にあって、民主主義、中でも自由民主主義リベラル・デモクラシーを標榜する国家・社会においていかなる政治的含意を示すのか、考察する。外国人家事労働者政策にどのような要請が民主主義からなされるのか、または外国人家事労働者はリベラル・デモクラシーのジレンマを一層深める存在であるのか、答えを探していく。

人の移動の自由および制約について考えるとき、政治理論が打ち立ててきた民主主義と、現実追求されている政治の間の乖離は著しい。E.バリバールは「国境の民主化」を論じるが⁵、しかし主権国家のうちに自国民以外の人間の自由移動を保障するものはない。シェンゲンに代表されるEUの試みはその例外と目されるかもしれないが、しかしEU加盟国の国籍を保持しない者の入国・滞在をコントロールするそれは、EUというsui generisではあっても主権国家に準じた境界線を生み出すことにおいて、「EU国境」という壁を作り国籍に基づく境界線をひくものと言えよう。また、EU域内の自由移動は、EC時代からの歴史を顧みれば、労働移動の規制緩和をそのターゲットとしている。グローバルな傾向として、移民に対する反発や排斥の声が強まっていることは、裏を返せば労働市場において国境を越えた労働力移動が現実のものとなり、雇用する側からはまさに規制緩和こそが望まれる政策となる。それへの反動の顕著な例が2016年6月の英国国民投票でEU離脱を選択した反移民の主張であろう。政府は移動に対する規制に努めつつも、必要な労働力確保のためには何らかのルートを確保しておく必要にも迫られる。

このような経済的需要に応じて国内に少なくとも一定期間定住する労働者の存在の問題と、彼らが社会の構成員でありながらその声が社会におけるルール構築すなわち政治に反映される仕組みが民主主義の名のもとに確保されていないことは、どうとらえるべきなのか。「国境の民主化」の議論に見られるような労働移動の規制緩和を推進する言説には、政治とくに政治参加の側面は見いだせない。外国人労働者の問題と民主主義の前提たる政治参加の問題は、まったくの別次元のものとして扱われる。

リベラル・デモクラシーのジレンマとして、ジェームズ・ホリフィールドは現代の民主主義国家における移民問題が、それらの国の自由民主主義という自己定義を掘り崩す難問をつきつけていることに警鐘を鳴らす。⁶そもそもデモクラシーの実現は、領域およびメンバーシップを限定した条件下でのみ可能となる。即ち国境線および国籍という境界線を引くことによってその外側へ「他者」を固定しまたは放逐することでデモクラシーは成立する。境界線の内側ではシティズンシップを軸にした平等が保障されるが、シティズンシップ自体の複層性から移民・外国人労働者は限定的なシティズンシップを認められることがあっても、常にいずれかの線で外側に押し出される。従って、十全なシティズンシップへのアクセスは、リベラル・デモクラシーの自己保存にとって重要な試金石となる。しかしながら、このようにシティズンシップが移民問題の中で注目される文脈では、政治参加は確かにシティズンシップの一部ではあっても多種多様に理解され分類される権利のうちの一つにすぎず、T. H. マーシャル流の分類に従えば市民的権利および社会的権利は移民にリベラル・デモクラシーにおいては比較的気前よく認められるのとは対照的に、選挙権・被選挙権を中心にした政治的権利はもっとも行使されていない。

他方、カナダの移民政策に見られるような外国人家事労働者へのシティズンシップ付与は、リベラリズムの用意する回答と言えよう。⁷しかし、後段に見るように、リベラリズムが示す参政権を伴うシティズンシップという解は、実態としての階層分化と下層が政治から疎外され意思決定に参画できず社会における不満が高まり分断が強まっているというデモクラシーの危機に対応できない。アジアにおける女性移住者のシティズンシップについてAsisとBattistella (2013) は、国籍による二分法に収まらないシティズンシップの拡大について論じているが、しかしそこでもまた政治参加の側面は射程から外れる。

このようなリベラル・デモクラシーのジレンマは、移民に注目した場合だけではなくより広くデモクラシー理論において指摘され、中でもフェミニズムはリベラリズムの抱えるパラドックスを厳しく糾弾する。モイラ・ゲイテンスが指摘するように、リベラリズムの前提にある対等な関係にある個人間の契約は、非対称な権力関係に置かれた女性、マイノリティ、労働者にとってはフィクションに過ぎず、構造的な支配-被支配関係を正当化することで、リベラリズムの自己矛盾を露呈するものとなる。(Gatens, 2008)

女性の外国人家事労働者は、政治の場面において「主体」たりえない、もしくは主体となることへの障壁が著しく高い。第一に受入国においては国籍・シティズンシップの壁がそびえる。出身国における政治参加という点では、フィリピンのケースに見られるように、出稼ぎ労働者の経済的貢献の大きさから女性もまた自らの身の安全や権利を守るために自国政府に対して働きかけを行う。しかし、彼女たちが生活する場すなわち受入国においては、期限の限られた居住・就労のみが認められる一時的な滞在者という地位にとどまる限り、政治参加を可能にするメンバーシップすなわちなショナル・シティズンシップは得られない。⁸

いずれの国においても、外国人家事労働者の存在は、社会経済における女性の進出と密

接に絡み合う。すなわち「伝統的」社会における性別分業が相対化し、女性が家庭の外でより大きな社会的役割を担うにつれ、家庭内の家事労働をだれが担うのかという問題が生じる。北欧諸国に代表されるようなジェンダー平等を強く社会政策的課題と打ち出す国では、外国人家事労働者はむしろ数の上で限定的であり、男性の家事労働分担も進んでいる。しかしアジア諸国においてはほぼ例外なく、家事労働は女性が担うという伝統的文化的制約が強く、国内女性の「社会進出」と外国人家事労働者導入はいわばセットで、国内の労働力確保という経済政策として実現した。また北欧以外の欧米諸国においては、家族再統合やEU内の自由移動といった必ずしも家事労働者導入を意図しない移民政策も、相対的に安価な家事労働サービスを提供するという結果をもたらしている側面もある。

女性の政治参加の指標と外国人家事労働者の労働市場規模を比較してみる。Inter-Parliamentary Union（列国議会同盟）の2016年現在のデータによれば、下院議員（一院制の場合も含む）に占める女性の割合はアジア諸国の中でもシンガポールで23.9%、韓国17%、日本9.5%と開きがある。他方、外国人家事労働者の実数については各国の就労ビザの形態など異なる要素が多く正確な数値で比較することは難しい。シンガポールや香港の場合は、家事労働者を対象とするビザがあり、また外国人労働者にたいする管理が厳格なために、

国名（下段は人口）	下院（一院制の場合を含む）における女性議員の比率	外国人家事労働者数
カナダ (3616万人)	26.0%	40,000（推定） ^(a)
シンガポール (554万人)	23.9%	237,100 ^(b)
アメリカ合衆国 (3億875万人)	19.4%	667,000 ^(c)
ドイツ (8177万人)	36.5%	203,000-712,000（推定） ^(d)
韓国 (5150万人)	17.0%	n.a. ^(e)
日本 (1億2693万人)	9.5%	n.a. ^(f)
香港 (731万人)	17.1%	340,380（2015） ^(g)

- (a) <http://cgsp.ca/story/canada-quietly-introduced-new-rules-for-migrant-caregivers-in-november-2014/> より
- (b) 2016年6月時点で発行されている外国人家事労働者を対象とした就労許可証の数。 <http://www.mom.gov.sg/documents-and-publications/foreign-workforce-numbers>
- (c) 2010年の国勢調査から、家事労働者の推計が出ているが、国籍は不明。アメリカ合衆国の場合、「外国人」が担うというよりもエスニック・マイノリティーの女性が占める割合が特に高いという。ヒスパニック/ラティーノが39.5%、アフリカ系アメリカ人が8.7%を占める。 http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/-dgreports/-dcomm/-publ/documents/publication/wcms_173363.pdf
- (d) 2009年の政府による労働統計では203,000人という数字が出されたものの、連邦統計局が別のソースからのデータとして712,000人という数字も出している。 http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/-dgreports/-dcomm/-publ/documents/publication/wcms_173363.pdf
- (e) 家事・介護労働には外国人労働者受け入れを行っていないが、実際には韓国系外国人（在外同胞）が家事労働に従事しているケースが多々ある。今泉、2012。
- (f) 外交官等の随行者として家事労働に従事している者、配偶者ビザ等をもって家事労働に従事している者が国家戦略特区導入以前よりいるが、統計資料はない。
- (g) http://www.censtatd.gov.hk/hkstat/sub/gender/labour_force/

政府が発表する公式統計はかなりの確度で信頼できる。また伊藤（2014）によれば、外国人家事労働者を積極的に導入している国の特徴として、「強い家族主義」が挙げられ「介護サービスが不十分な中で、国民負担を増やさず、女性就労を拡大させる方策」としての外国人家事労働者導入があったという。従って、女性の政治参加と外国人家事労働者の規模には、相関関係を見出すことはできず、女性の就労と政治参加は必ずしも並行して進むものではないことが明らかである。

日本の政治に注目してみると、そもそも女性議員の全議員に占める割合が国政にしろ地方議会にしろ極めて低い。世界各国との比較でその低さは明らかである。このように政治の場における状況が、「女性」には「見られ、聞かれる」(to be seen, to be heard) という政治参加の根本（ハンナ・アーレント）が未だ強固に確立されているとは言えない。他方で、女性が「見られ、聞かれる」ために、積極的に政治に参加するために、彼女たちの私的領域を支える手助けはだれがするのかといえば、現状では非常に助けが薄く、構造的にも制度的にも支えは存在しないに等しい。「家族の協力」がなければ、女性の政治参加は不可能である。男性の場合も「家族の協力」が必須とはいえ、家族の側から協力が義務とみなされやすい。家事という側面に注目すれば、女性にとっては「家事を自分で担わない」ことへの了解がまず第一の関門となるのに対し、男性の場合はそのハードルが著しく低い。ゆえに、女性であれば、自分が家事を直接担わない代わりに、外部の助力を得るためのマネジメントがやはり自分の責任となる。他方で男性であればそのようなマネジメントすら行う必要がない。

そしてこのマネジメントの客体として期待されるようになるのが外国人家事労働者であろう。もっぱら経済活動において女性の「活躍」が期待されているとはいえ、社会全体での女性の位置づけが変わること、それは各家庭の中でも生じる変化であろうが、そのことによって女性の政治的代表的増加することも十分可能である。しかし、それが結局は、各人の生存を支える私的領域での活動を構造的弱者に委ねることで成立するのであれば、そこには看過できない不平等が埋め込まれていくことになるのではないか。

このように考えるときに想起されるのが、アーレントの示した古代ギリシアに見るデモクラシーの原型である。公的領域と私的領域の峻別は、ポリスという公的領域における市民間の平等な参加を保証し自由の空間を作り上げた一方で、私的領域であるオイコスでは家長が支配する不平等が構造化され、かつ市民の生存を支えたのは奴隷による経済活動であった。この構造的不平等は、言うまでもなく近代以降の規範の中で決して許容されるものではなく、たとえ事実上の奴隷労働に類するものが地球上に残存しているからといって、奴隷制度にしろその亜種にしろ根絶以外に目指すべき方向性はありません。正当な契約に基づいて家事労働を担う労働者とそのサービスに対して対価を支払う雇用者の関係は、2500年前のギリシア諸ポリスの市民を労働から解放した前提とは大きく異なる。しかし、家事労働という生存のための条件を整える領域を、政治参加から切り離された人々に委ね、かつ階層化を許容するのであれば、リベラル・デモクラシーの存在意義を脅かすことにな

るのではないか。

現代デモクラシーの理論的發展の中で、リベラリズムが捨象する構造的不平等に着目し、中でもフェミニズムからの批判にここでは注目したい。ペイトマンが主張するように、リベラリズムは契約contractを対等な二者間のものとの前提で重要視するが、構造的劣位に置かれる労働者や女性は、非対称な契約を結ぶことがしばしばであり、むしろそこでの契約は不平等を正当化する役割を果たす。(O'Neill, Shanley and Young, 2013)

外国人家事労働者女性の場合、彼女らが結ぶ契約はペイトマンが糾弾する非対称な二者間の契約の典型と言えよう。アジア出身の女性が国外で家事労働者として働くときには、通常ブローカーの仲介を通す時点で渡航準備等のための貸借契約を結び給与の数か月分という借金を負う。渡航後の雇用契約は、通常の労働者としての権利を保障しない場合が多い。香港では外国人家事労働者に少なくとも週1日の休日を保証することが法的に定められているが、シンガポールや台湾ではそのような保護規定がなく、契約期間中の休日が皆無であっても適法である。このような契約が一般的であることに対し、労働者側から交渉で改訂することは実態として非現実的であり、契約を根拠にした労働者側の自由の剥奪が正当化されていることになる。また、賃金の不払い等の契約違反に対し、彼女らが働く国内の政治過程においてルール作りに参加する道は市民権という壁で閉ざされている。

ジェンダーの視点から自由主義の限界をとらえる議論はすでに数多くなされているが、そこで指摘されている労働分業の前提は、外国人家事労働者導入によってむしろ固定化・強化される。アイリス・マリオン・ヤングを引きながら、田村哲樹は近代以降のシティズンシップが特殊男性的な経験に由来する一般性、普遍性にとどまり、女性性との両立がそもそも想定されていなかったことを指摘し、「市民社会さえもが女性を排除/周辺化するという意味での「公的領域」であることに注目」する。(p. 44) 実際には家事労働を担うのが男性よりも女性の方が圧倒的に多く、従って公的領域と私的領域への参加・コミットメントが性差で大きく分断されていることに対し、新たなシティズンシップの提案の一つとして「市民を、個人として自立/自律した存在としてではなく、ケア提供者とケアされる者との間で「依存関係にある存在」として根本的に捉えなおす試み」(田村、p. 45) が提起されている。しかし外国人家事労働者はそこで想定されるシティズンシップを獲得しえない。彼女らが提供するケアは、経済的な対価を前提としており、むしろシティズンシップの外部にケアを押し出す機能を持つ。田村の引用するKittayの議論においては、依存労働(ケア・サービスを提供する労働)が「報われて当然の社会的貢献として認識」されなければならないとするが、外国人家事労働者の導入は、まさに依存労働を経済的価値の領域に据え直すものである。「誰もがケア提供者となるべき」という主張は、外国人家事労働者導入という政策によって完全にかき消されてしまう。

Kershawは「すべての男性」にケア/依存労働への従事を義務付けることを提唱するという。(田村p. 49) もしもこれが実現すれば、家事労働サービスの外部化にどのような影響が起こるだろうか。現時点では仮想現実にはすぎないが、一方で外国人家事労働者に対する

需要が減り、家事労働の外部経済化自体が縮小する可能性があるろう。しかし他方では、男性がこの分野に主体として参加することによってむしろ外部化が進む可能性も指摘できよう。いずれのシナリオが進もうとも、外国人家事労働者というノン・シティズンは、政治の領域で参加への道が開かれることはない。

田村論文の定義する「政治」とは「複数の人々の間での、紛争の発生から集合的な問題解決までのプロセス」とされ、また「政治的シティズンシップは、「そのような「政治」に関与する人々の権利、義務あるいはそれらを要求する活動」である。(田村、p. 51)しかし政治の定義を問題解決プロセスととらえることによって、それは社会問題への解決を目的とするに留まり拘束力のあるルールを作るという政治の営みに参加するという契機が薄れてしまう。

結論

以上、外国人家事労働者の女性に焦点をあて、彼女らの政治からの疎外が、その属性ゆえにリベラル・デモクラシーにおいて看過されてしまう問題について考察してきた。そしてまた、彼女たちの労働が、他の女性（国内民）を政治における境界線の内側へ入れることを可能にするという矛盾も指摘される。彼女たちからの「助力」によって、国内民の女性は公的領域に参加する物理的条件を満たす。とはいえ実際に日本を含めアジア諸国の外国人労働者受入政策の目的は、もっぱら経済活動への国内民女性の参加を促すことにあり、必ずしも政治参加を期待しての政策転換ではない。いずれにせよ家事労働という高度に私的な領域においてその役割を担う者が、公的領域において政治主体とは完全に分断されてしまう境界線の政治は、所与の目標とされるリベラル・デモクラシーには掬い取れない矛盾を顕かにする。

またよりラディカルなデモクラシーを目指す中においても、家事・介護といったケアをシティズンシップに組み込むという提案は、外国人労働者にたよらない社会を目指す。しかし家庭の中で外国人家事労働者に頼らないとしても、高齢者介護を外部施設が担う社会においては、やはり外国人労働者がその実務を担うことが期待されるのであり、境界線の外に置かれる他者が政治共同体のなかに存在することでデモクラシーの正当性に疑問が残る。人の移動によってもたらされる「リベラル・パラドクス」(ホリフィールド)は、リベラリズムだけではなくデモクラシーの矛盾にまで広がっているのではないだろうか。

注

- 1 家事労働domestic workおよび家事労働者domestic workersの定義は、その仕事内容が国によって異なるなど定義が難しい。しかし2011年ILOの「家事労働者の適切な仕事に関する条約」(第189号)では第1条において「(a)「家事労働」とは、家庭において又は家庭のために行われる労働をいう」「(b)「家事労働者とは、

- 雇用関係の下において家事労働に従事する者をいう。」としており、家庭における子どもの養育や介護を除外しない。なお同条文(c)では、職業としてではなく家事労働を行う者を含まいとしている。
- 2 国家戦略特別区域法、平成25年(2013年)12月13日法律第107号により、「家事支援外国人受入事業」として、外国人の家事労働者としての入国が認められるようになった。
 - 3 外国人家事労働者問題の文献の中で、参考資料に必ず挙げられる代表的な研究としては、Anderson, 2000; Hochschild, 2000; Parrenas, 2001など。またアジア地域に焦点をあてているものにOishi, 2005。日本語文献では鹿毛、2014; 上野、2011; 伊藤、2008など。
 - 4 杉田、2005: 2015
 - 5 ヴィトール・ド・ヴェンデン、(2014)、p. 53に引用。
 - 6 Hollifield, 1992
 - 7 そのカナダにおいても、2014年11月に新たな移民政策が導入され、外国人家事労働者(caregivers)の永住権へのアクセスが厳しく制限されるようになり、また雇用主が負う労働市場への影響審査のための費用も4倍となった。
 - 8 家事労働に従事する外国人女性の場合、必ずしも「外国人家事労働者」として入国・滞在するとは限らない。家事労働の担い手として入国する女性の中には、「婚姻」を理由として越境する人々もいる。彼女たちには婚姻を通じてより十全なシティズンシップへのアクセスが開かれるが、日本や韓国で見られる「外国人花嫁」が果たして政治的権利の行使をどれほど行っているかといえ、彼女たちが政治の主体であると言えるだけの証拠はない。家庭における介護の担い手として期待されて越境する女性たちについて台湾の事例から考察している研究として、安里、2008。また注1にあるように彼女たちは「職業としてではなく家事労働を行う」ため、例えばILOの関心対象からは外れる。

参考文献

- 安里和晃「介護者としての外国人労働者と結婚移民—台湾における高齢者・障害者の家族介護の変容」『異文化コミュニケーション』2008年
- アーレント、ハンナ、森一郎訳『活動的生』みすず書房、2015年
- 伊藤善典「先進国における外国人家事労働者の増加要因の国際比較分析」世代間問題研究機構ディスカッションペーパーNo.630, 2014年<http://cis.ier.hit-u.ac.jp/Common/pdf/dp/2014/dp630.pdf>
- 伊藤り、足立真理子編『国際移動とく連鎖するジェンダー—再生産領域のグローバル化』作品社、2008年
- 伊藤り「国際移動ジェンダー秩序—再生産労働の国際移転とジェンダー秩序の再編」伊藤り、足立真理子編『国際移動とく連鎖するジェンダー—再生産領域のグローバル化』作品社、2008年、pp. 21-46.
- 今泉慎也「第8章 外国人労働者受け入れに関する法的枠組み—韓国と台湾の比較を手がかりに」山田美和編『東アジアにおける人の移動の法制度』調査研究報告書、アジア経済研究所、2012年 http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2011/pdf/115_ch8.pdf
- 上野加代子『国境を越えるアジアの家事労働者—女性たちの生活戦略』世界思想社、2011年
- 奥島美夏「インドネシアの家事・介護労働者創出政策の転換と課題—近郊農村女性の専門職化と職業意識向上」
- 鹿毛理恵『国際労働移動の経済的便益と社会的費用—スリランカの出稼ぎ女性労働者の実態調査』日本評論社、2014年
- _____、「アジアの女性家事労働者と国際移動をめぐるジェンダーの政治学」『移民政策研究』7号、2015年、pp. 6-20.
- 杉田敦『境界線の政治学』岩波書店、2005: 2015

- 田村哲樹「第2章シティズンシップの再構想——政治理論はどのようにパラダイム・シフトするのか」辻村みよ子編『壁を超える—政治と行政のジェンダー主流化』岩波書店、2011年、pp. 43-63
- ヴァイトール・ド・ヴェンデン、カトリーヌ、「第2章 国境閉鎖は現実的な政策か？—移民のグローバルガバナンスと移動の権利の保障」森千香子、エレン・ルバイ編『国境政策のパラドクス』勁草書房、2014年、pp. 49-76
- 長谷部美佳「外国人家事労働者受け入れをめぐる問題点—政策・社会統合とジェンダーの視点からの分析」『クァドランテ』17号、2015年、pp. 67-81 <http://repository.tufts.ac.jp/bitstream/10108/81613/1/ifa017010.pdf>

- Anderson, Bridget. *Doing the Dirty Work?—The Global Politics of Domestic Labour* Chicago: The University of Chicago Press, 2000
- Asis, Maruja M. B. and Battistella, Gaziano, 'Multicultural Realities and Membership', Lai Ah Eng, Francis L. Collins and Brenda S. A. Yeoh, eds., *Migration and Diversity in Asian Contexts*. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 2013, pp. 31-55.
- Gatens, Moira, 'Paradoxes of Liberal Politics: Contracts, Rights, and Consent,' O'Neill, Daniel L., Mary Lyndon Shanley, and Iris Marion Young, eds., *Illusions of Consent: Engaging with Carole Pateman*, University Park, PA: The Pennsylvania State University Press, 2008, pp. 31-48.
- Hochschild, Arlie R. 'Global Care Chains and Emotional Surplus Value', W. Hutton and A. Giddens, eds., *On the Edge: Living with Global Capitalism*, London: Jonathan Cape, 2000, pp. 130-146.
- Hollifield, James, *Immigrants, Markets and States*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 1992.
- Inter-Parliamentary Union, <http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>
- Ministry of Manpower, Singapore, 'Foreign Workforce Numbers', <http://www.mom.gov.sg/documents-and-publications/foreign-workforce-numbers>
- Mouffe, Chantal. *On the Political*. Abingdon: Routledge, 2005.
- O'Neill, Daniel L., Mary Lyndon Shanley and Iris Marion Young eds., *Illusion of Consent: Engaging with Carol Pateman*. University Park, PA: Penn State University Press, 2008.
- Parrenas, Rhacel Salazar. *Servants of Globalization: Women, Migration and Domestic Work*. Stanford, CA: Stanford University Press, 2001.